

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第2 議案第68号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国民健康保険の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正したいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第68号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

1ページをご覧ください。

開成町条例第 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、ご説明させていただきます。最初に、開成町の国民健康保険の概況についてお話をさせていただきたいと思います。平成26年度末の国民健康保険税の世帯数2,239世帯、被保険者数は3,892人で、加入率は23.3%、約4人に1人が被保険者ということになります。また、65歳から74歳のいわゆる前期高齢者はこのうち1,658人で、被保険者の42.6%と大変高い状況にあり、また、比較的医療費リスクの高い方の加入が増えている状況がございます。

最近の医療費の動向でございますが、高度医療の影響で、高額医療費が伸びている状況にあります。平成26年度は、前年度比マイナス7.74%と下がっておりますけれども、その前年の平成25年度はプラスの4.14%、平成24年度はプラス7%の伸びとなっております。一般の療養給付費は、大体1%から3%の伸びでありましたので、特に高額療養費の伸びが大きいものがございました。また景気は上向いているとの声もありましたが、被保険者の所得の伸びまではまだまだ波及せず、期待することが難しい状況でございます。

前回の税率の改正は、3年前の平成24年度に実施いたしまして、14%ほどの上昇を見込みましたが、適用初年度の平成25年度には、調定額が前年比13.7%の増と上がりましたものの、26年度は、24年度比で11.3%の増、27年度は、同様に24年度比で4.4%の増と下がっている状況にあります。

また、決算で申し上げますと、平成26年度決算では、保険税の収入の実績としまして、前年度平成25年度比で1.9%の減少と厳しい状況となっております。そのため、平成26年度は、一般会計からの法定外の繰入金として5,600万円を繰り入れました。最終的な決算では、医療給付費及び後期高齢者の支援金や、介護納付金の支払いが減少しましたことにより、26年度はわずかながら黒字となっておりますけれども、27年度、今年度の給付の状況を鑑みますと、今後も楽観はできないものと判断をいたしております。

そのような中で、公益代表2名、被保険者の代表2名、医療側の代表2名、合計6名からなる国民健康保険運営協議会でご説明、ご議論をいただきまして、今後の医療費や、後期高齢者支援金の傾向、あるいは診療報酬の改定等も視野に入れまして、町の健康保険財政の安定化を確保するために、平成28年度に向け、案のように税率改正をすべくご提案させていただくものでございます。

なお、税率の引き上げ率でございますが、国庫財政の状況や、近隣の状況を参考にいたしまして、加えて大幅な引き上げは、被保険者の急激な負担増を招く結果になりますので、その点も勘案し、税率を検討し、11%を増額とさせていただいたところでございます。

また、応能割と応益割の比率についてですが、平成30年度の国庫財政の都道府県による広域化を見据えまして、地方税法にある50対50を目指しておりますけれども、これについても急激な負担増とならないように、段階的に行っていくこととさせていただきました。そのため、今回は資産割については、5%減額とさせていただいたものでございます。

次に、具体的な税率についての説明ですけれども、本日、机上にお配りした資料をご覧くださいと思います。現行と改正案との比較になってございます。

1ページをご覧くださいまして、医療分、後期高齢者支援等課税分、介護給付金課税分の三つからなっておりますが、欄の一番右下をご覧くださいまして、合計では保険税差額が336万1,100円、一人当たりでは8,944円の増となりまして、一人当たりの伸び率は8.1%となります。また、応能、応益割は55.5対44.5となります。

それでは、議案に戻っていただきまして、1ページの条例の改正前と改正後をご覧ください。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る税率の改正でございます。第1号については、医療分の所得割を100分の4.58から100分の5.09、第2号の資産割は、100分の27.00から、100分の25.65といたします。

次の第3号は均等割の規定になりますけれども、現行の2万2,600円から2万

5, 000円に改正いたします。

次の第4号につきましては、世帯別平等割の規定でございます。

2ページをご覧くださいまして、アの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては、2万6,700円から2万9,600円の改正となります。

次に、イの特定世帯につきましては、1万3,350円から1万4,800に改正いたします。この金額は、アの2万9,600円の2分の1となります。ここで特定世帯とは、国民健康保険の加入者が後期高齢者の医療制度へ移行しまして、国民健康保険の被保険者でなくなったことにより、一人だけが国民健康保険に残った世帯であって、それ以後、5年を経過する月までのある間にある世帯を言いまして、2分の1が軽減をされます。またそれ以降、引き続き3年間は特定継続世帯として4分の1が軽減をされるものでございます。

ウの特定継続世帯につきましては、2万250円から2万2,200円に改正いたします。この金額は、アの2万9,600円の4分の3ということになります。

続いて、第8条でございます。後期高齢者支援金等課税額に係る税率でございます。

第1号につきましては、後期分の所得割を100分の1.35から100分の1.50、第2号の資産割については100分の6.00から100分の5.70、第3号の均等割につきましては5,400円から6,000円に改正いたします。

第4号につきましては、世帯別平等割の規定でございますが、アの特定世帯以外の世帯につきましては5,600円から6,200円、3ページに移っていただきまして、イの特定世帯については2,800円から3,100円に改正をいたします。この金額は、アの6,200円の2分の1ということになります。

また、ウの特定継続世帯については4,200円から4,650円に改正いたします。こちらはアの6,200円の4分の3ということになります。

続いて、第11条でございますが、介護納付金課税被保険者に係る税率でございます。第1号の所得割は100分の1.50、100分の1.67に、第2号の資産割は100分の6.05を100分の5.75に、第3号、均等割は、被保険者一人につきまして6,700円を7,400円に、第4号、世帯別平等割につきましては、1世帯につきまして7,200円を8,000円に改めるものでございます。

続いて、第24条になります。第24号につきましては、保険税の均等割、平等割に係る7割、5割、2割の減額について規定している部分でございます。机上配付資料の裏面2ページもあわせてご覧いただければと思います。

議案の4ページをご覧くださいまして、第24条第1号、アにつきましては7割軽減の適用でございます。医療分の被保険者一人当たりの均等割額から減額する額を改正前の2万5,000円に、0.7を乗じた1万7,500円に改めるものでございます。

その次のイにつきましては、平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯について、改正額の2万9,600円に0.7を乗じた額の2万720円に改め、特定世帯については同じように1万4,800円に0.7を乗じました、1万360円に改め

るものでございます。

また、特定継続世帯については、同様に2万2,200円に0.7を乗じ、1万5,540円に改めます。

次のウにつきましては、後期高齢者支援金等の被保険者一人当たりに対する均等割額の減額分をこちらで改正額の6,000円に0.7を乗じた金額、4,200円に改めるものでございます。

次に、エにつきましては、平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯については、改正額の6,200円に0.7を乗じた額の4,340円、特定世帯につきましては、3,100円に0.7を乗じて2,170円。

5ページに移りまして、特定継続世帯については、4,650円に0.7を乗じ、3,255円に改めるものでございます。

オにつきましては、介護納付金課税被保険者一人当たりの均等割額から減額する額を改正後の7,400円に0.7を乗じて5,180円、カの平等割額は減額する額を8,000円に0.7を乗じて5,600円に改めるものでございます。

続きまして、第2号になります。第2号につきましては、5割軽減の適用の要件を規定するものでございます。5ページのアから6ページのカにかけて、7割軽減と同様の考え方になりますので省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、第3号になります。こちらは2割軽減の適用になります。同様にこちらでも7割、5割軽減と同様の考え方でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

最後に7ページの附則でございます。第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

第2項、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

ご説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

8番、和田議員。

○8番（和田繁雄）

8番、和田でございます。今お聞きして、この数字は専門家の方がいろいろ検討されているので、ここについて、我々素人から口を挟める部分ではない。そう理解しております。

ただ、この金額、この税率は、例えば、この地域はほかの他市町と比べて、どのように違うのか。そこをもしおわかりでしたら教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えをさせていただきます。この地域ということですので、南足柄と上郡各町との比較で申し上げたいと思います。ちなみに南足柄市だけはいわゆる資産割をとってごさいません。所得割と均等割、平等割、いわゆる3方式と言われるものでごさいます。そのほかの5町につきましては、全て資産割を含んだ4方式という方式をとっておりますので、一概に比較はできませんけれども、一番高いのはやはり南足柄市。所得割の税率、こちらが一番高い、また均等割も高いということになります。これは資産割がないので当然の結果ということになります。

したがって、5町の比較で申し上げますと、ばらばらではありますが、開成町は、これまでは下から2番目ぐらいのところにあつたのです。それが今回の改定によりまして上がっておりますけれども、5町の中ではトップということではありません。大体その下のレベルぐらいなつたにご理解いただければよろしいかと思ひます。具体的な数字につきましては、ここではご説明が細かくなりますのでいたしませんけれども、比較としては、そのような状況になっているということでごさいます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

2番目に高いということによろしいですか。そういう理解によろしいですか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

大体そのように理解していただいて結構だと思ひます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

そうすると、一つだけ、最後に確認させていただきたいのは、これは町のスローガンではないですけれども、日本一住みやすい町とこう言われておりますけれども、こういう考え方と、今回の近隣を比べても2番目に高いというものをどう整合性をとらせていくのか。そこのお考えを教えてくださいませんか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。具体的な数字は細かくなりますので省略させていただきますが、上郡5町、県下で言いますと、これでも低いほうなのです。横浜、川崎をはじめとする都市部、そちらはかなり高い状況にあります。これはなぜかと言いますと、先ほど申し上げた4方式をとっていない。資産割を都市部の市町村はほとんどとっていないのです。ですから、上郡は4方式をとっているということで、結果として、上郡の各町は、保険料が県全体で見れば低いほうになります。

議員さんがおっしゃられたように、住みやすい町という、それはもっともごさい

ますけれども、上郡で比較したときと、全県と比較したとき、あるいは全国的に比較したときと、幾つかございます。全国的に見ると、保険料というのは、そのときの所得の状況もございまして、あるいは方式の差もございまして、一概に比較はできません。ただ、厚生労働省は、昨年、それを比較するのだということで、標準の率というのを試算ではじき出しています。それで見ますと、少なくとも開成町はそれほど高い保険料ではないのです。では、なぜ成り立っているかということ、これは一般会計からの繰り出しが結構入っているということになりますので、そこら辺のバランスの問題はありますけれども、一概に住みやすい、住みにくいという判断にはならないのではないかなと考えているところです。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございますか。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

若干補足をさせていただければと思います。今、ほかの4町との比較というところで申し上げた数値は、あくまでも今年度の各町の税率の数値ということで、来年度に向けてということで、若干幾つかの町が値上げを計画しているところもございまして、そのあたりも比較は今現在できないという状況ですので、その辺もお含みおきいただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ありますか。

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。今回の税率を上げることなんですけれども、住民の方のそれぞれの立場でいろいろな意見があると思います。税率を引き上げも、私もいたし方がないのかなとは思っておりますけれども、運営協議会で会議されたということですが、その会議の内容、すんなりと会議は進まれたのか、それとも議論をいろいろ交わされて、意見が割れたのかとか、その辺だけ確認させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それではお答えいたします。国保の運営協議会の中では、まず、国保財政の状況についてのご説明をさせていただいて、そのうち事務局側で考えている原案、パーセンテージはこれぐらいという提示をさせていただいたところでございます。

協議会の中では、やはり採算は大事であって、加入者のある程度の負担はやむを得ないのではないかというご意見とか、あるいは保険財政の安定化のためにも、ここはいたし方がないというようなご意見もありました。あるいは3年ごとに見直しを行うのだったら、どうせ高齢者が増えていく中で、後期高齢の負担金も増えていくのだ

ったら、多目にここで上げてもいいのではないかという話もございましたけれども、ご説明の中で申し上げたように、ここで一気に上げますと、やはり被保険者の方に大きな負担となりますので、そこはある程度押さえさせていただきたいというお話をさせていただきました。全体として反対論というのはございませんので、ご理解をいただけたのではないかと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございますか。

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。1点、先に確認しておきたいのですが、先ほどの説明の中で、平成26年度ですか、33%の加入率と言われたと思うのですが、これは26年度で国保の加入者が33%ということでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

26年度の加入率は23.3%でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

そのところは私も一番気になっておりまして、実は、今回の一般質問の中でもこれを質問しようと思ったのですが、議案に上がってきていましたので、質問しなかったのですが。

結論から言えば、この数字、11%については上げざるを得ないかなというところを感じております。なぜかといえば、先ほど説明がありましたように、法定外の繰り入れが26年度で5,600万、過去5年間の平均でいえば9,100万繰り入れがあるということでもありますので、ここはいたし方がない部分かなと思うのですが。

しかしながら、65歳以上が年々増えているということもありますし、保険給付費が上がっているという状況があります。26年度を見ても、医療分と介護分では約2,452万円の不足が生じている。これも以前説明がありましたけれど、そのとおりだと思います。この金額の分が調定額として必要になってくるということがありますが、平成27年度以降では、もっと金額が増えてくるということが想定されるわけでありまして。

私が一番気にしているところは、国保の加入率の推移というのは、前から見ていたのですが、平成21年度から25年度までの5年間の推移を見ていると、例えば、神奈川県内の33市町村の中では、開成町の位置付けはどうかといえば、21年度は31番目でありまして、22年度は33番目、23年度が33番目、同じく。24年度は32番目、25年度が31番目ということで、25年度では24%の加入率となっています。このところ、非常に低い数字で低迷しているということが非常に気にな

りまして、この部分を11%に上げなければいけないというのはわかるのですが、この部分をもう少しボトムアップするということができないのかどうか。何か方策がないのかどうか。もし何か町としてお考えがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。まさに国民健康保険のボトムといいますか、分母が減っていくという状況に町はなっております。ですから、たまたま開成町の場合は何とか回しているというところはありますけれども、全国的に見ると、本当に過疎の村とか、そういうところになりますと、完全にそこの市町村だけの範疇では賄い切れない状態になると。そこで、平成30年度に財政の主体を都道府県に移すという、広域化によって制度の安定化を図るという、これは法律で決まっております。それに向けて、今の段階では、細部について県でも詰めているところがございますけれども、町といたしましては、そこで安定化することによって、翻って個々の財政状況、あるいは財政状況でありますとか、社会的状況によって振り回されることのない、安定した制度というものが構築されることが期待できるのではないかと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

そうですね。一人当たりの医療費の状況を見てみますと、開成町は決して高くはないと思うのです。神奈川県内の33市町村で見ても、平成25年度でいけば、一人当たりの被保険者全体では、一般プラス退職者であわせて32万9,000円ぐらいですから、県下では6番目ぐらいということで、低いほうかなという感じがいたしますので、先ほど言いましたように、加入率について、もう少し研究していただければと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

菊川議員からも加入率のお話がありましたけれども、これから来年度の予算編成に臨むわけですが、毎年国民健康保険に対する一般会計からの繰り入れだとか、繰り出しだとか、そういう検討の中で、実情を見ると、特別会計を持っているわけですから、基本的には、独自の財源の確保ということが求められるのかなということが一つあると思います。それを原則にして、現状では加入率が県下で最低の、例えば23%、そういう状況で、現状からすれば、一般会計から前年度ベースからすれば約6,000万円ほどの一般会計から繰り入れをしているという実態があるわけですね。そうしますと、要は、加入率の残りの4分の3の方は社会保険ですとか共済組合ですとか、それぞれ独自の町民の方が加入されている保険に対して負担されているという実



態を見れば、国民健康保険も、それに見合った形で保険料を負担いただくということは、ある種当然な部分もあるかなと思います。

今後、その加入率が高まっていくということと、大きなポイントは、やはり加入者の高齢化といったことが大きなテーマとして出てくるのかなと。現状で加入状況が43%、そういう高齢者の方が加入しているという実態からすれば、その辺が膨らんでいくことよっての医療費の増大ですとか、そうすると、現状のままでいけば、医療費が拡大することに伴って、一般会計ベースからの繰り入れですとか、補てんですとか、そういうものが膨らんでいくと。現状のままで考えていけば、膨らんでしまうということになるわけですから、段階的に、計画的に、加入保険、保険税を適切に扱うということの観点からすれば、受益に対する負担を求めていきたいというのが町の考え方です。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今、副町長が答弁された部分で、今後の啓発について、お願いしたいのです。とかくこういう値上がりというのは、知れ渡ってくると入っている加入者から、なぜ値上がりするのかと我々賛成したほうに言われるので、一般会計からの繰り入れがあることによって、上げなければいけないというのは理解しているのですよ。ただ、これの啓発が、そうではなくて、基本的な考え方というのは、応能応益割合というのは、50、50というのは当たり前のことだと思うのです。そこら辺をもう少し、ちゃんと丁寧に啓発することによって、その部分を指摘されないで済みますので、そこら辺ぜひ啓発を徹底していただきたいとお願いしたいと思います。

それとあと1点聞きたいのですが、今、全国的に社会保険のほうに若い世代に、法人が社会保険に入りなさいということで強化していると思うのですよ。前年などはアンケートをとって、それに対して未加入の会社に対しては入りなさいという流れがある中で、これは将来的には県で行うということで、移行は考えられているのですが、そこら辺の絡みもあるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えになるかどうかわかりませんが、法人に社会保険に入りなさいというお話、私は知らないのですけれども、直接国保の広域化と結びつくものではないと思います。職域組合は社会保険ですね。景気の動向等、そういうものによって、あるいは企業の考え方にもよるのでしょうかけれども、最近では、先ほどもご説明しましたように、景気が上向いている中で社会保険に移行する、そういう被保険者の方は結構増えています。その結果として、先ほどの議員さんのご質問でもあったのですけれども、

国保の加入者数もどんどん減っていくという状況もありますので、ここで景気の動向等、あるいは社会的な状況によっては、また、その動向が変わってくるかもしれませんが、一つ言えるのは、増えるにしろ、減るにしろ、対象となる方は結構高齢にはなってくるのかなと思いますので、所得が低い方が増えてくるのではないかな。これは変わらないものだと思います。

ですから、お答えになるかわかりませんが、繰り返しますと、直接そのところの影響はないのではないかなと私は理解しております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はありますか。

町長。

○町長（府川裕一）

今、山田議員のほうから、今回改正するのに質疑や値上げへの説明が来ると。町民への説明ができるよう、チラシほか、つくってやっていきたいと思えますし、今、いろいろ副町長からも話がありましたけれども、山田議員からも、バランスの問題ですよ。開成町の健康、元気な町をつくっていくときに、値上げがいいのかという話もありますけれども、そうではなくて、やはりこれはこれで必要な、特別会計の中でやっていく中で、一般会計からの繰り出しが大分多いという中で相応の負担をしていたという形で、今回、値上げをさせていただくのですけれども、やはり究極的には、健康で長生きな人をつくっていくというのが一番大事なことで、それによって保険料が安くなれば、実質的に最終理想は保険料を下げっていくということも可能だと思いますので、あわせて、値上げだけではなくて、健康で長生きしてもらうための方策をやっていくというのがすごく重要だと思っていますので、その点もぜひご理解いただいて、審議していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

それでは、質問がないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論はないようですので、それでは採決を行います。

議案第68号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を15時ちょうどいたします。

午後2時45分休憩